

育休と都議会議員の関係

2022/2/27

1.はじめに

育休は、一般企業では制度として確立しており、女性が育休を取りやすい社会になりつつある。だが、都議会議員には産休の制度しかなく、育休制度はないのが現状である。育休は女性のみの問題ではないが、女性の働きやすさと関係して主張され、制度として整えられてきた。地方レベルでは、女性が議員になるにあたって障壁となる出産や育児の問題を解決する取り組みが進められている(林、2020)。

本稿では、都議選調査と都議会議員調査を元に、議員の育休に対する考え方と属性の関係性を、性別、年齢、政党などの属性を指標として分析する。育休の取得期間や取得方法についても考察する。加えて、都議選調査と都議会議員調査で選好の回答に差異があるか、選挙前後で育休に対する考えが変化するののかについても、比較し、育休を女性の働きやすさとの関係からみていく。

2.先行研究

日本における女性の過少代表性は常に指摘されてきたが、近年、国会・地方議員に加えて首長にも女性が進出している。辻(2013)は、女性首長の経歴調査から、女性を周辺化してきた労働市場構造を反映し、2つのキャリアパス(公務員・資格職と地方議員)を経た女性たちが首長となっていることを分析した。とくに市町村では地方議員出身の女性首長が多く、また現役女性市長の事例からは、当選の背景に旧来の地方政治行政への批判があったこと、当選後はケアサービスの供給拡大と財政健全化という今日の地方政府が共通に直面する課題への対応がみられることが分かった。以上から辻は、日本における政治経済レジームの再編すなわちケアの社会化と地方分権とが女性首長の登場を促していると主張する。

女性首長は増えつつある一方で、議員レベルで女性が働きやすい環境であると言えるだろうか。男女の候補者数ができる限り均等になることを政党に求める「政治分野における男女共同参画推進法」は、2018年5月23日に施行された。これを受けて実施された2019年の統一地方選挙や参議院選挙では、女性の候補者や当選者が微増するという結果に終わった。林(2020)は、参議院議員選挙で掲げられた各政党のマニフェストからは、女性の議員を増やそうとする意向を読み取ることはできるが、そのことが具体的な動きにはつながっていないとはいえないと分析した。議員という職業上、次の選挙で候補者を差し替えたり、業務を任せることは困難である。育休として一定期間設けて完全に休むことも出来ない。議員ならではの育休取得方法を検討する必要がある。現段階では、女性議員が活動しやすい環境を整備することが求められるが、地方レベルでは、出産議員ネットワークや茨城県取手市議会が、会議規則を改正することで、女性が議員になるにあたって障壁となる出産や育児の問題を解決する取り組みを進めているべきだと示されている。

それでは、女性議員は女性ならではの政策を専門とするのだろうか。議員の政策志向は何によって決まるのだろうか。吐合(2018)は、選挙制度は政治家の再選戦略に影響を与えるのかという疑問に対し、「選挙区定数が大きくなるにつれ、当選に必要な得票率が低下するため、政治家はより特定の有権者から支持を得るために分配政策を志向すること」を主張する。日本の都道府県議会を対象とし、議員の関心分野を委員会所属から把握する。分析結果より、選挙区定数の大きい選挙区から選ばれた議員ほど建設や公営企業などの分配政策を管轄する委員会へ、定数の小さい選挙区から選ばれた議員ほど、総務や財政などの一般政策を管轄する委員会へ所属する傾向にあることが示されている。

3.仮説

都議会における育休の賛否と取得期間について、どのような傾向が見られるのかを考察する。先行研究によれば、女性議員の働きやすい環境を整備することが社会的にも法的にも特に女性が求めているため、育休についても同じようなことがいえる。また、マニフェストと現実の政治の齟齬より選挙前後で議員の思考が変化、偏りがあることがわかる。以上のことを踏まえ、3つの

仮説をたてた。第1に、性別、会派によって育休の賛否や取得期間に偏りがあるのではないかと考える。女性の方が育休に対して寛容な意見がみられ、会派によって賛否に違いがみられる、と考える。第2に、選挙前に行う都議選調査と選挙後に行う都議会議員調査では、回答に違いが現れるのではないかと考える。選挙の時に考えていた理想と、当選し都議会議員になってからでは考えになんらかの変化がみられると考える。第3に、育休の取得期間は、都議会議員という役職であっても、それぞれ個人にあった期間を取得すべきという回答が多いのではないかと考える。育休が社会的に一般的になっており、女性の政治的活躍面も踏まえ、取得期間を定めないという考えが多数なのではないかと考える。

4.分析方法

本研究では、2つの調査結果を用いた。1つ目は、全東京都議会議員を対象に行った「津田塾大学中條研究室2021年度第4回東京都議会議員調査」のデータである。この調査は、東京都議会議員127名を対象に調査票の郵送・回収を行い、調査票と同様の内容を記載したGoogleフォームを使用したオンライン調査も並行して行った。実施期間は2021年10月8日から2021年11月22日にわたって行われ、回収率は42.52%であった。2つ目は、都議会議員選挙立候補者を対象に行った、「2021年 東京都都議選立候補者アンケート」のデータである。この調査は、朝日新聞東京総局と共同で都議選候補者を対象に調査票の郵送・回収を行った。実施期間は、2021年5月20日から2021年6月7日にわたって行われ、248人から回答が得られた。これらのデータの中から分析に用いた変数は以下の通りである(表1)。なお、使用する質問の中で無回答であったものは分析から除外した。

表1:変数一覧

変数	設問	尺度
	津田塾大学中條研究室 2021年度 第4回東京都議会議員調査:Q10、Q11「都議会議員にも育休が取得できる制度を導入すべきだと思いますか。賛成・反対のいずれかでお答えください。」「都議会議員が育休を取得する場合、どの程度の期間が適正だと考えますか。」	賛成=1 反対・無回答=0
	2021年 東京都都議選立候補者アンケート:Q11、Q12「都議会議員にも育休が取得できる制度を導入すべきだと思いますか。賛成・反対のいずれかでお答えください。」「都議会議員が育休を取得する場合、どの程度の期間が適正だと考えますか。」	賛成=1 反対・無回答=0
性別		男性=0 女性=1
年齢		
政党		都民ファースト、自民党、公明党、立憲民主党、共産党、無所属

表1の変数に加えて、都議会議員が育休を取得する場合、どの程度の期間が適正だと考えるかについても、調査・分析を行った。

5.分析結果

まず、性別、年代、政党ごとに、都議会議員の育休取得についての賛成割合をまとめた(表2)。

表2:賛成割合

	都議選立候補者調査	都議会議員調査
全体	91%	69%
男性	93%	72%
女性	88%	68%
20~30代	89%	56%
40代	93%	71%
50代	86%	81%
60代	90%	70%
都民ファース	100%	73%
自民	33%	0%
公明	100%	60%
立憲	89%	89%
共産	94%	69%
無所属	83%	83%

全体的に、都議選立候補者調査の方が賛成割合が高いことがわかる。2つの調査を比べてみると、都議選立候補者調査後、都議会議員調査までの間に育休に対する考え方が少なからず変化している。

都議選立候補者調査における育休への捉え方について、説明変数をそれぞれ、性別、年齢、政党として重回帰分析を行った。結果を表3に示す。

表3:都議選立候補者調査重回帰分析

	回帰係数	p値
性別	0.0093	0.00438
年齢	0.0063	0.2600
都民ファースト	-0.4988	0.0838
自民	-0.2340	0.3773
公明	-0.0239	0.0582
立憲民主	-0.0108	0.0744
共産	-0.0047	0.0846
AIC=372.572	N=54	

仮説通り女性であるほど賛成であるが、年齢が上がるほど賛成割合が高いというわけではなく、関係がないことがわかる。また、会派によって有意ではなかった。

都議選立候補者調査における育休の取得期間については、大きく3つの意見があった。1つ目は、「一律ではなく、柔軟に」、「それぞれにちがう、本人やお子さんの健康状態を配慮した期間」といったような民間企業同等に柔軟に取れるようにする意見である。2つ目は、「子どもが1歳にな

るまで」、「分割取得も含め1年から2年」と期間を決めて育休を認める。1年が比較的多く、その他にも、2ヶ月や半年という意見もあった。3つ目は、「働き方改革の推移や法改正の動向を見ながら都議会会派間で議論すべき課題と考えます」、「都民の意見も踏まえて検討する」というような、都議会議員という特殊な職業であるが故の取得期間に対する意見があった。

次に、当選3ヶ月後に実施した都議会議員調査における育休への捉え方について、説明変数をそれぞれ、性別、年齢、政党として重回帰分析を行った。結果を表4に示す。

表4:都議会議員調査重回帰分析

	回帰係数	p値
性別	0.0604	0.00413
年齢	0.0087	0.3200
都民ファースト	-0.0845	0.0552
自民	-0.0018	0.4300
公明	-0.0019	0.0829
立憲民主	-0.0010	0.0544
共産	-0.0008	0.0613
AIC=365.748	N=54	

都議会議員調査についても女性であればあるほど、賛成の割合は高くなるが、年齢は有意ではない。また、会派によっても賛成について有意ではないことがわかる。表3、表4から各政党によって、育休への捉え方にあまり違いはみられない。また、性別と年齢においては、目的変数へ効果があることがわかるが、大きく変化はない。

都議会議員調査における育休の取得期間については、大きく3つの意見があった。1つ目は、「6ヶ月～1年」、「1ヶ月～3ヶ月」といった、ある一定の期間を定める意見で、数週間から年単位と大きく意見が分かれた。2つ目は、「民間と同程度」、「一般労働者と同じ」、「状況による」のような、都議会議員だが、一般企業同等であるべきという意見。3つ目は、「仕事の性質上、育休の定義、期間の設定は検討が必要」、「オンラインでの議会参加を可能とする環境整備が重要」などといった、都議会議員であるため、一概に期間を定めることは出来ず、仕事の特性上育休中の対応を検討すべきという意見が多くあった。

6.結果

1つ目の仮説、「性別、会派によって育休の賛否や取得期間に偏りがあるのではないか」については、年齢や性別、会派によって賛否の偏りは見られなかった。男女別の割合をみると、女性より男性の方が育休に対して寛容であることがわかる(表2)。女性の方が育休の必要性や仕事への影響を深く考えているからではないかと考える。逆に男性は、育休に対して寛容にならなければという社会の現状が意見に反映されているのではないかと考える。会派によっても、大きな偏りは見られなかったが、育休のあり方に会派として大きな差が生じないということは、会派横断的な対立が出ると考えられる。一般企業の育休のあり方に関しては、会派ごとに政策方針を打ち出す場合があるが、自分達の育休に対する会派による指針はなく、個々人の事情が複雑に絡み合っていると考えられる。また、結果から単純に賛否を聞くのみでなく、自由回答に様々な意見があったよ

うに、個々の議員のインタビューなどの質的調査も行うべきかもしれない。さらに詳しく調査することを次の課題としたい。

2つ目の仮説は統計的には検証していないが、割合を見る限りでは、「選挙前に行う都議選調査と選挙後に行う都議会議員調査だと、回答に違いが現れるのではないか」について、選挙前に実施した都議選立候補者調査の方が、賛成割合が高い結果となった(表2)。また、取得期間についても、都議会議員調査の方が意見が様々で分かれた。有権者を意識して回答している都議選立候補者調査と自分達の立場を改めて考える都議会議員調査だと、同じ質問をしていても回答に差が出るのがわかる。都議選立候補者調査がいかに社会情勢を加味し、有権者向け選挙向けの回答になっていることが感じられる。

3つ目の仮説については自由回答により質的に検討する。「取得期間は、都議会議員という役職であっても、それぞれ個人にあった期間を取得するべきである」では、仮説通りの意見も多くあったが、都議会議員であるが故の問題も浮上し、一概に期間を決めたり休んだり出来ないという意見が多かった。当選したものの、育休に入ってしまったら、議席はどのようになるのか。育休をとりながらも議会には参加し、議席は残しておくべきである、リモートワークを育休中も取り入れるべきであるといった柔軟な対応や検討が必要であるという意見も多く、意見が分かれる結果となった。都議選立候補調査の時は、育休中の議席に対して言及している回答は少数だったが、都議会議員調査では、取得期間を定めるにしても、その期間は個人によっては意見が大きく分かれ、議席に関しても言及している回答や、「都民の意見も踏まえ検討する」といった回答も多くあり、やはり、都議会議員調査では意見が分かれた。

7. 結論と考察

最後に、育休に対する都議会議員の考えは、前向きであることが今回の調査で分かったが、取得期間や取得方法は大きく意見が分かれる結果であった。育休中も議席を残し、仕事をするとすると果たして一般的な育児”休暇”と呼べるのであろうか。都議会議員にあった育休の取得方法の検討が必要である。都議会議員の育休によって、女性議員を増やし、日本の政治的側面のジェンダー問題解決にきっかけを与える出来事になるのではないか。育休に対して、会派ごとの偏りが無いことや、都議選立候補者調査と都議会議員調査での回答の変化から考えると、選挙の時は有権者を意識しており、都議会議員たちの立場になり考えている時と大きく回答が変わることもわかる。本稿で扱いきれなかった、当選回数との関係や、育休以外の設問でも二つの調査回答に変化があるのかも考える必要があるため、更なる研究が必要である。

8. 参考文献

- 1.NHK、「地方議員に女性や若い世代を産休や育休などの規則改正」、<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/55323.html>、2022年2月25日
2. 辻由希、2013年、「レジーム再編と女性首長—キャリアパスと政治的資源—」、『選挙研究』29巻2号 p. 90-102
3. 吐合大祐、2018年、「選挙区定数と議員の再選戦略：日本の都道府県議会議員の委員会所属に注目して」、『年報政治学』69巻1号p.1_293-1_315
4. 林紀行、2020年、「政治分野における男女共同参画推進法とその課題：2019年統一地方選挙と参議院議員通常選挙の分析から」、『環太平洋大学研究紀要』(15) 113-122